

第 6 次越谷市障がい者計画 策定基本方針

令和 6 年(2024 年) 3 月
越谷市

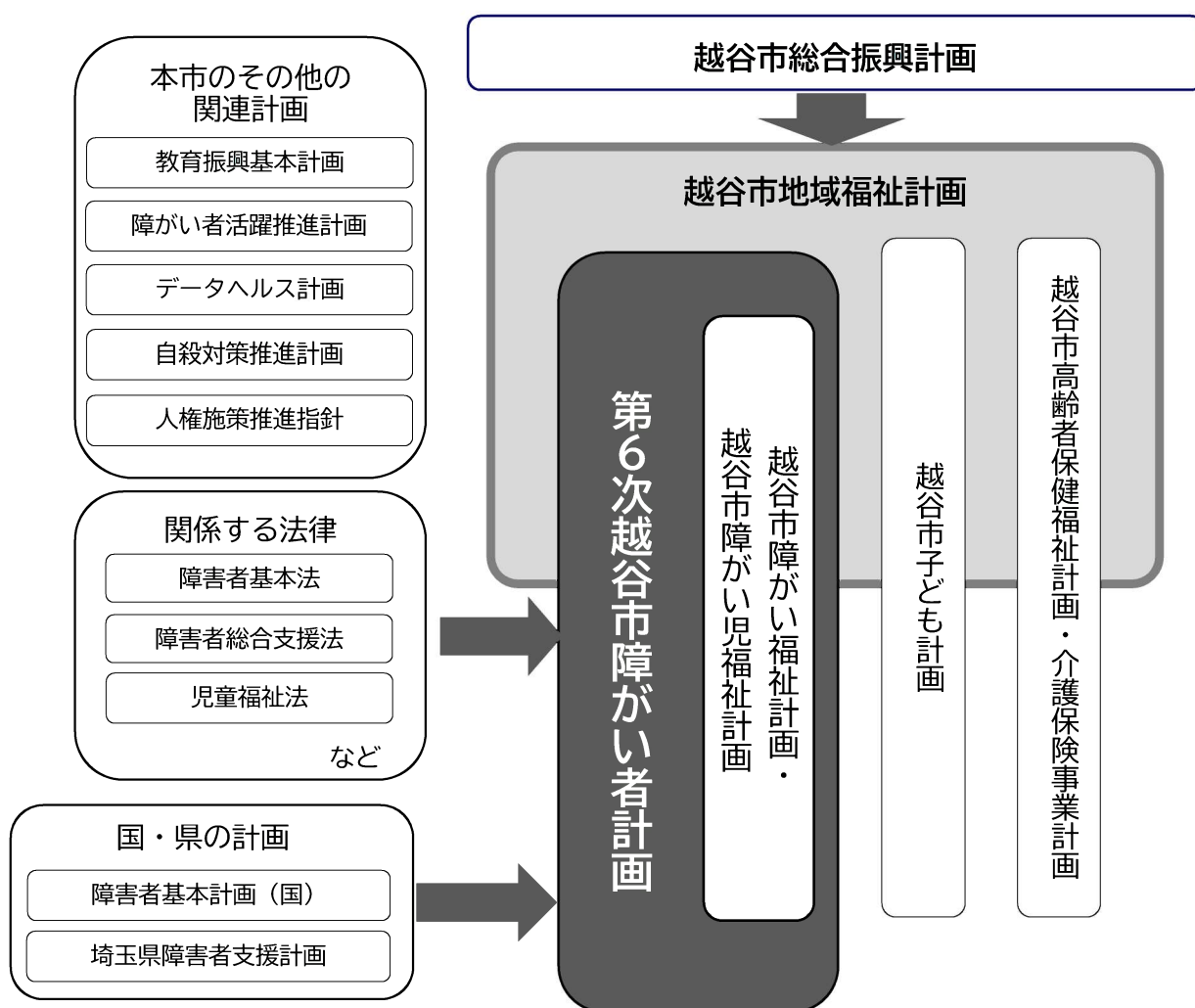
1 趣旨

この基本方針は、「第6次越谷市障がい者計画」の策定にあたり、基本的な考え方や進め方についての概要を示すものである。

2 計画の位置づけ

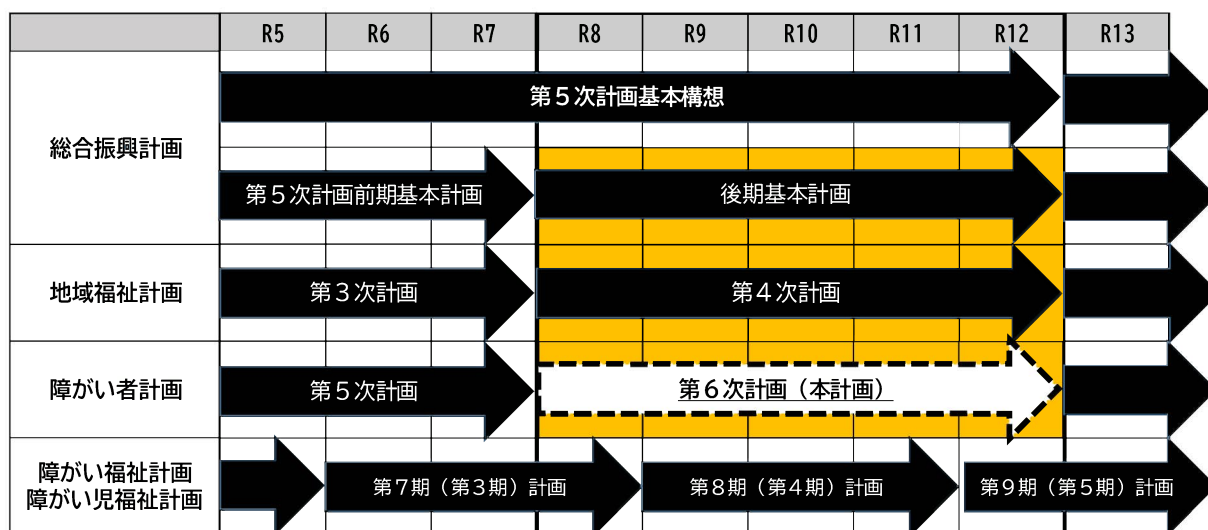
「越谷市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、国の「障害者基本計画」、県の「障害者支援計画」とともに、本市の最上位計画である「越谷市総合振興計画」や福祉関連分野の上位計画である「越谷市地域福祉計画」の内容を踏まえ、本市の障がい者の福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにする部門別計画として策定する。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項について定める「越谷市障がい福祉計画」及び「越谷市障がい児福祉計画」や関連分野の計画と連携・調整を図ったものとする。



3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とする。



4 策定体制

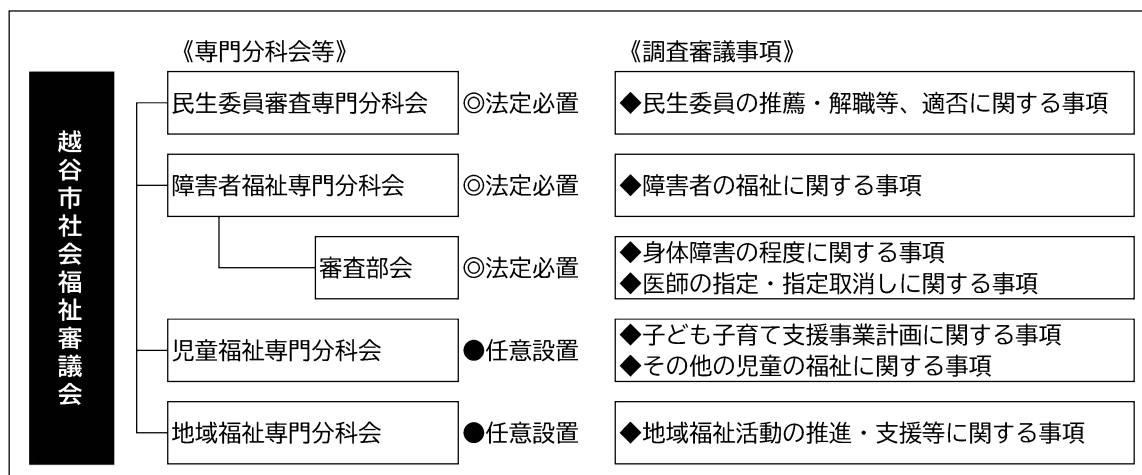
※別紙1 参照

（1）策定委員会（令和7年度設置予定）

福祉部長を委員長、子ども家庭部長を副委員長とし、関係各課の課長の職等にある者で構成する策定委員会を設置する。策定委員会は、計画の策定に必要な事項を協議し、計画案を作成する。

（2）越谷市社会福祉審議会（障害者福祉専門分科会）

障害者基本法第11条第6項の規定により、障がい者計画の策定にあたっては、障害者基本法第36条第4項の合議制の機関に意見を聴くこととされており、本市では、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき設置している社会福祉審議会がこれに当たる機関となっていることから、本審議会へ諮問し、障害者福祉専門分科会において意見を聴くものとする。



(3) 越谷市障害者地域自立支援協議会

相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者、障害者相談員、関係行政・教育機関の代表者、保健医療関係者、学識経験者により構成される、越谷市障害者地域自立支援協議会の意見を聴くものとする。

(4) 市民からの意見聴取

①アンケート調査

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者、その他市民、障害福祉サービス事業所等、障がい者を雇用する民間企業に対し、アンケート調査を実施し、この結果を計画策定における基礎資料とする。※令和6年度実施予定

②団体ヒアリング調査等

越谷市障害者福祉センターこばと館に登録されている障がい福祉関係団体を中心に、書面による調査及び必要に応じたヒアリングを実施し、この結果を計画策定における基礎資料とする。※令和6年度実施予定

③意見公募手続（パブリックコメント）

市内の地区センター等に設置する意見募集箱や事務局担当課の窓口等をとおして、計画案に対する市民の意見を募集する。※令和7年度実施予定

(5) 事務局

事務局は、福祉部障害福祉課に置き、計画策定に関する庶務や関係部課所との連絡調整等を行う。また、計画策定あたっては、専門的な調査・検討が必要となるため、一部業務をコンサルタント業者に委託し、事務局の強化を図る。

5 策定スケジュール

※別紙2 参照

障がい者計画策定基本方針参照条文

○障害者基本法（抄）

（障害者基本計画等）

第十一条（条文略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

（都道府県等における合議制の機関）

第三十六条（条文略）

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

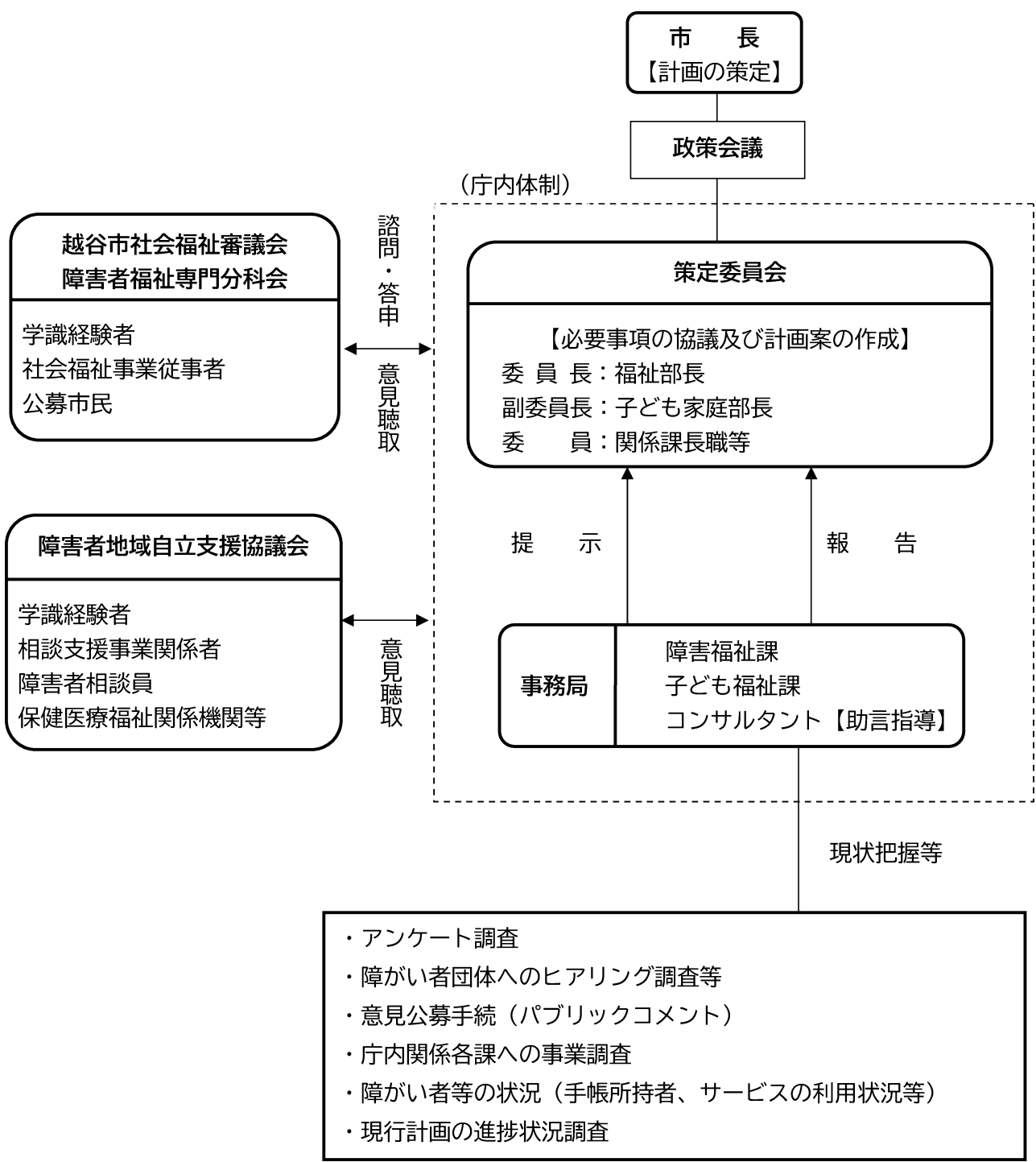
○社会福祉法（抄）

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

計画策定体制



第6次障がい者計画策定スケジュール

